健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和　七　年　三　月　三　日

関東信越厚生局長　武田　康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
新薬　七三二一	酒井　和久	令和　七年　一月　三十日